

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、日本医業経営コンサルタント連盟規約第23条に基づき、日本医業経営コンサルタント連盟（以下「本連盟」という。）の会員になろうとする者が支払う入会金（以下「入会金」という。）及び同規約第24条に基づき、本連盟の会員が支払う会費（以下「会費」という。）に関する必要事項を定め、それにより本連盟の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金の支払)

第2条 本連盟の会員になろうとする者は、日本医業経営コンサルタント連盟規約第23条に定める入会金を支払うものとする。

2 入会金の支払は、理事会が入会の承認をした日から20日以内に所定の口座に振り込む方法で支払うものとする。

(会費の納入)

第3条 本連盟に入会した会員の年会費の納入は原則として、当該年度の5月までに所定の口座に一括納入するものとする。

2 会員から納入された会費については、入金日その他必要な事項を記載し、その経過を明らかにしなければならない。

3 事業年度の途中で入会した会員の年会費も年額は同額とする。途中で入会した会員の入会年度の会費の支払期限は連盟の指定した日とする。

(手数料)

第4条 入会金及び会費の納入に際しては、当該送金手数料は、会員が負担するものとする。

(その他)

第5条 会員が本連盟を退会した時でも、退会日の属する事業年度の会費の支払義務を免れない。

2 本連盟は、会員が納入した入会金及び会費については、これを返還しない。また、会員であった期間に応じた精算は行わない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、日本医業経営コンサルタント連盟の設立の日（令和3年6月9日）から施行する。